

令和 8 年台風第 25 号により被災されたお客さまに対する
ガス料金、電気料金等の特別措置について

このたびの令和 8 年台風第 25 号により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。
当社では、被災されたお客さまからお申し出をいただいた場合、次の特別措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 特別措置の内容について

(1) ガス[都市ガス(旧一般ガス及び旧簡易ガス)、LPガス、圧縮天然ガス]および電気料金について

- ① 2026 年 8 月分*¹、同年 9 月分および同年 10 月分のガスおよび電気料金について、支払期限*²を 1 ヶ月間延長いたします。
- ② 災害救助法適用日(2026 年 9 月 20 日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、被災が原因で、料金算定期間を通じてガスまたは電気を全くご使用できなかった場合、当該期間のガスまたは電気の基本料金は、申し受けません。なお、2026 年 8 月 13 日から継続して災害救助法が適用されている地域のお客さまの場合、災害救助法適用日(2026 年 8 月 13 日)の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 7 ヶ月間を対象といたします。

(2) 都市ガス(旧一般ガス及び旧簡易ガス)の配管が損傷を受けている場合の復旧のためのガス工事費について
被災により都市ガスの使用ができないお客さまが同一場所で応急的に都市ガスを使用するための臨時のガス工事費については、2026 年 11 月 30 日までにお申し込みがあった場合に、そのガス工事費は当社負担とさせていただきます。

2. 対象となるお客さま

今回の措置は令和 8 年台風第 25 号により災害救助法が適用された地域*³にお住まいでかつ、当社のガス・電気をご契約中のお客さまが対象となります。

【特別措置の適用対象に関する整理】

2026年8月13日の大雨災害から災害救助法が継続適用されている地域のお客さま(千葉県21市4町)	台風第25号から災害救助法が適用されている地域のお客さま(千葉県15市8町1村)
・2026年7月～10月検針分の支払期限を1ヶ月延長 ・使用がない期間の基本料金免除 (8月13日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から上限7ヶ月) ・応急的なガス工事費を当社負担(申込期限11月30日)	・2026年8月～10月検針分の支払期限を1ヶ月延長 ・使用がない期間の基本料金免除 (9月20日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から上限6ヶ月) ・応急的なガス工事費を当社負担(申込期限11月30日)

* 1 支払期限日が災害救助法適用日以降のものに限ります。

* 2 支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目が、休日(日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日および 5 月 1 日、12 月 30 日)の場合には、その直後の休日でない日となります。

* 3 内閣府発表の千葉県内における災害救助法適用地域(2026 年 9 月 21 日発表)

銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

※令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る災害救助法が適用され、令和 8 年台風第 25 号に伴う災害においても継続して災害救助法が適用されている千葉県内の地域
千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、酒々井町、九十九里町

【参考①：内閣府『防災情報のページ』（2026 年 9 月 30 日時点）】

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

【参考②：内閣府『令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について【第 2 報】』（2026 年 9 月 30 日時点）】

<https://www.bousai.go.jp/pdf/260930-2.pdf>

以上